

若手料理人等育成事業（調理等コンクール）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、金沢の食文化の魅力をさらに磨き、高めるとともに、国内外に向けて発信していくため、次代を担う若手料理人等の技術・技能の向上に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）団体等

ア 組合、協会、懇話会、協議会、その他市長が認める団体

イ 本市の区域内に事務所等を設置していること。

ウ 定款、規約等を有すること。

（2）常勤 常態的に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していることをいう。

（3）旅費 金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）第9条、第10条、第11条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃をいう。

（4）宿泊費 金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）第13条に規定する宿泊費をいう。

（補助金の交付等）

第3条 市長は、県外・国外で開催される調理等コンクールへ参加する若手料理人等に対し、当該事業に要する経費の一部について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該各項に規定する事業が、次のいずれかに該当する場合には、補助金は交付しない。

（1）国、県その他団体による補助金の交付その他助成（以下「助成等」という。）の対象として、当該助成等を受けている事業又は受ける予定がある事業

（2）補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完了しない事業

（3）その他市長が第1条の趣旨に合致しないと認める事業

（応募の要件）

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 金沢市内に居住かつ市内にて常勤の者として勤務し、飲食・宿泊業等の団体等に加盟する料理人、菓子職人、バーテンダー等（以下、料理人等）であること。
- (2) 料理等技術・技能習得に意欲的であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点で40歳未満の者
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点で市内従事経験3年以上の者
- (5) 若手料理人等育成事業を行う団体等より推薦を受けた者
- (6) 市税を滞納していない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、受講料、参加者等負担金、材料費、旅費、宿泊費、その他市長が必要と認める経費とし、補助金の額は、別表に定める基準に基づき算定するものとする。

（交付申請）

第6条 第3条第1項の補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める期日までに、市長に申請しなければならない。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

対象経費	補助金の額	補助金の限度額
(1) 受講料 技術・技能の向上のための研修会等を受講する際に必要な経費	料理人等1人につき、対象経費の合計の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）	料理人等1人につき、50,000円（国外で実施される場合にあつては、100,000円）
(2) 参加者等負担金 コンクールにエントリーする際にかかる費用		
(3) 材料費 コンクールに参加する際に必要な材料にかかる費用		
(4) 旅費 県外・国外移動にかかる旅費		
(5) 宿泊費 県外・国外滞在にかかる宿泊費		
(6) その他市長が必要と認める経費		